

令和8年度

岐阜市中心市街地新築住宅取得助成事業の手引き

本事業は、岐阜市の中心市街地において、自ら居住する住宅を建設又は取得するために金融機関と住宅ローンを契約した人に対し、建設費又は購入費の一部を助成することで、良好な住宅の建設及び流通を誘導し、並びに子育て世帯の居住を促進することにより、人口流入の促進及び人口流出の抑制を図り、もって中心市街地を活性化することを目的とするものです。

< 目 次 >

1	事業対象区域	1
2	事業対象者（申込みできる人）	2
3	対象となる住宅	3
4	助成額	4
5	申込み方法及び提出書類	5
6	記入例	9
7	申込み・問合せ先	11

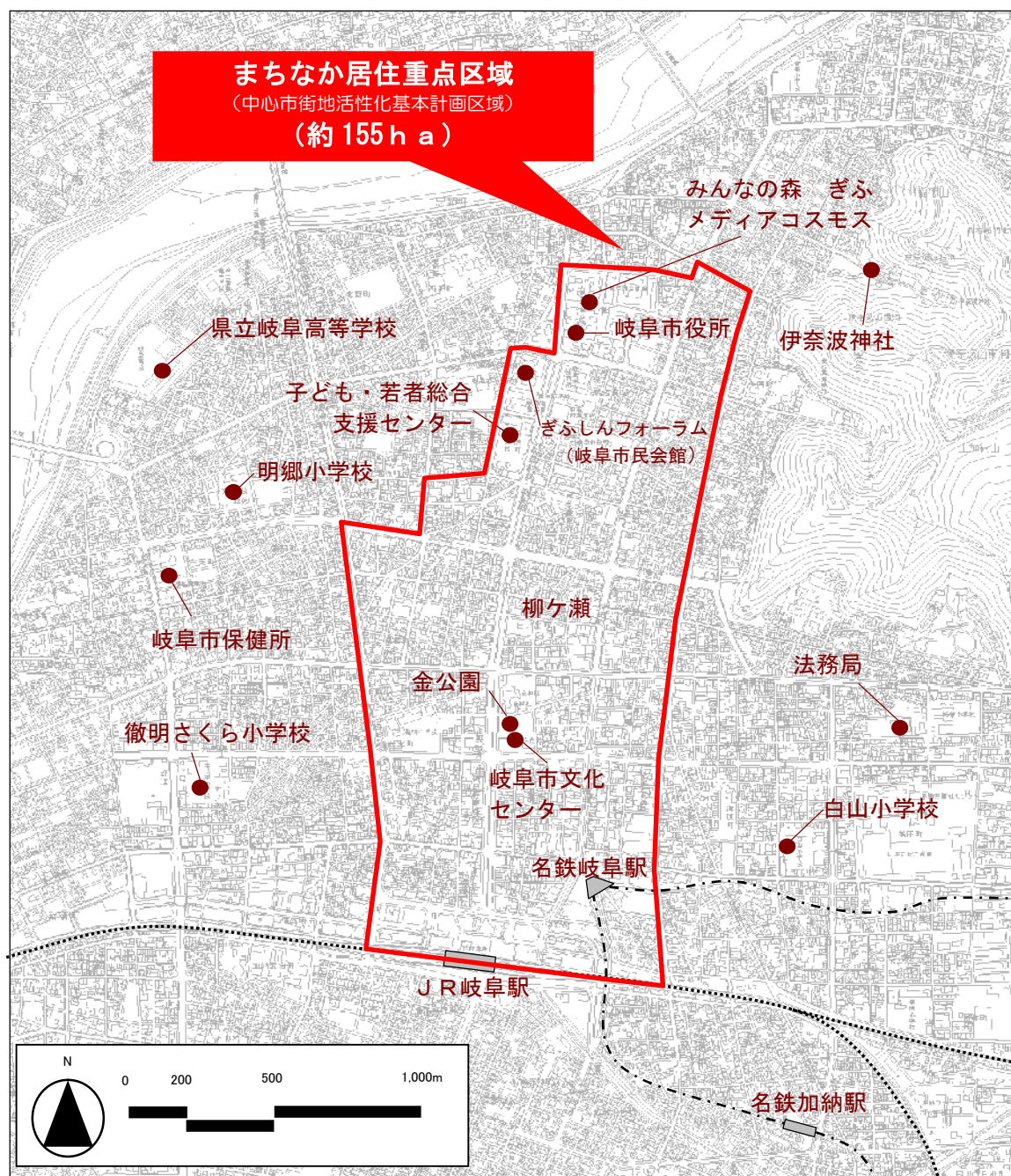
※この手引きは令和8年度の事業内容です。

※全ての書類が不備なく揃った方から、申請を受付します。（要予約）

※この事業は予算の範囲内で行うものです。

1 事業対象区域

まちなか居住重点区域 約 155ha（＝中心市街地活性化基本計画区域）



2 事業対象者（申込みできる人）

- ① まちなか居住重点区域内で新築住宅の住宅取得を行い、当該新築住宅に現に居住している人

※住宅取得とは、自己の住宅を新築、建て替え、又は購入することです。

- ② ①に掲げる住宅を取得するため、金融機関から住宅取得資金融資を受けていること

※借入金額は 100 万円以上、かつ、返済期間が 10 年以上のものに限ります（連帯債務のときは、その合計が 100 万円以上）。

※同一世帯に債務者が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人で申込んでください。なお、検査済証、建築住宅性能評価書、長期優良住宅認定書、フラット 35 適合証明書等において「建築主」として記載された氏名で申込んでいただくと、書類審査の際に整合しやすいので、ご協力をお願いします。

- ③ 2 人以上の世帯であること

※世帯とは、居住と生計を同一にする社会生活上の単位です。住民票で同一世帯となっているかどうかで判断します。

※友人・知人同士など、1 人世帯で 2 人以上を構成したものは対象外です。

※婚約中で最初は 1 人で居住し、結婚後に 2 人世帯となるときは、2 人世帯になった後に申込むことができます（ただし、住宅ローン第 1 回償還日又は入居日からの申込み期限があります）。

- ④ 世帯の全員が市税を滞納していないこと

※市民税だけでなく、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など、すべての市税に滞納がないことが必要です。

- ⑤ 世帯の全員が、下記の（１）から（３）（岐阜市補助金等交付規則第 5 条の 2 各号に掲げる者）でないこと。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑥ 世帯のいずれかの者が、岐阜市移住支援金交付要綱に基づく岐阜市移住支援金の交付を受けていないこと。

3 対象となる住宅

① まちなか居住重点区域の新築住宅であること

※新築住宅とは、検査済証（建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項）の交付日から 2 年以内の住宅です。

② 次のいずれかに該当する住宅であること

- (1) 性能評価住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（劣化対策等級 2 以上で、かつ、断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上））であること。

※ 令和 7 年 3 月 31 日までに工事に着手した住宅は、断熱等性能等級 2 以上又は 一次エネルギー消費量等級 4 以上であること。

※性能評価住宅を証する評価書は、「設計住宅性能評価書」と「建設住宅性能評価書」の 2 種類がありますが、そのうち「建設住宅性能評価書」のコピーを提出してください。

- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構が実施する証券化支援事業に基づく住宅ローン（フラット 35 又はフラット 50）を利用して取得される住宅であること。

- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定による認定を受けた住宅（認定長期優良住宅）であること。

③ 住戸専用面積が一戸建て住宅又は長屋住宅の場合は 75 ㎡以上、共同住宅の場合は 55 ㎡以上であること

※この面積は、国住戦官第 132 号にて住生活基本計画（市町村計画）の策定・変更に関する国の技術的助言で示された誘導居住面積水準を参考とし、一户建住宅・長屋住宅は「一般型誘導居住面積水準」、共同住宅は「都市居住型誘導居住面積水準」を用いています。
※住戸専用面積は、検査済証等に記載された専有部分の面積を指しています。検査済証の面積が当該住戸の面積を示していない場合は、その旨ご連絡下さい。
※併用住宅の場合は、住戸専用面積が 75 ㎡以上で、かつ、住戸専用部分以外の部分（店舗、事務所等）の面積以上であることが必要です。

④ 建築確認の検査済証の交付を受けていること

※当該住宅を分譲住宅で購入したときは、販売業者等から検査済証（コピー）を入手してください。

⑤ その他市長が定める事項

対象住宅であるかどうか、上記書類で確認できないときは、対象住宅であることを証する書類を追加で提出していただくことがあります。

4 助成額

住宅取得資金融資金の額（借入れ金額）の10%以内の額

上限額 … 市内転居の場合 20万円／戸

世帯に市外からの転入者が含まれる場合 50万円／戸

加算額 … 子育て世帯である場合は、義務教育終了前の子の人数に応じて、加算

子 1 人の世帯 20万円／戸

子 2 人の世帯 30万円／戸

子 3 人以上の世帯 40万円／戸

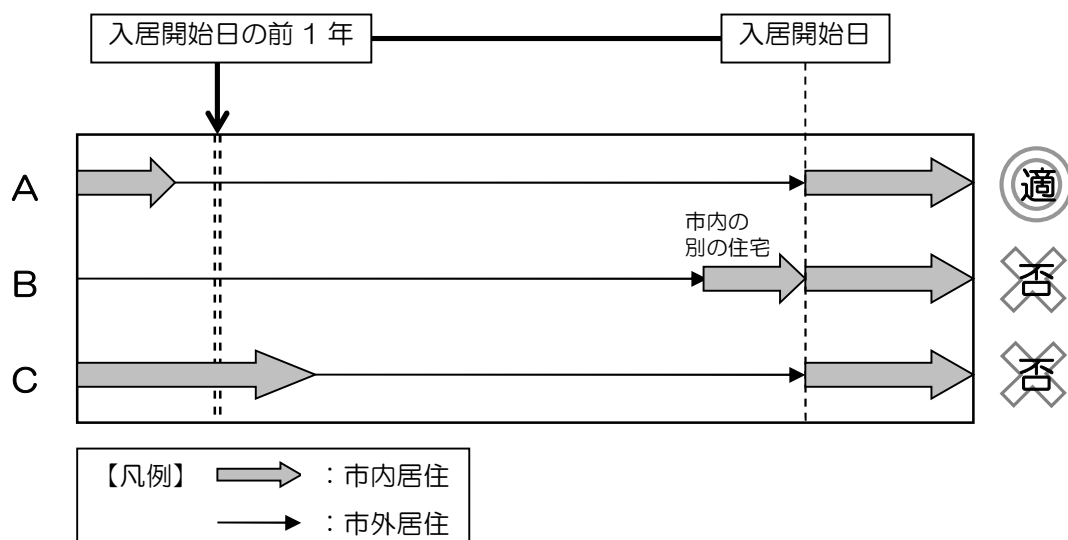
※複数の金融機関から借り入れている場合は、その合計金額の10%以内となります。

※この助成金以外の住宅取得又は住宅用設備の設置に係る補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に係る補助対象経費又は補助金等の額のいずれか大きい方を住宅取得資金融資金の額（借入れ金額）から控除した金額の10%以内となります。

■市外からの転入者とは

世帯の1人以上が、当該住宅に居住を開始した日より前の1年間、岐阜市外に居住していたときに、「市外からの転入者」の取扱になります。

＜『市外からの転入者』の解説図＞

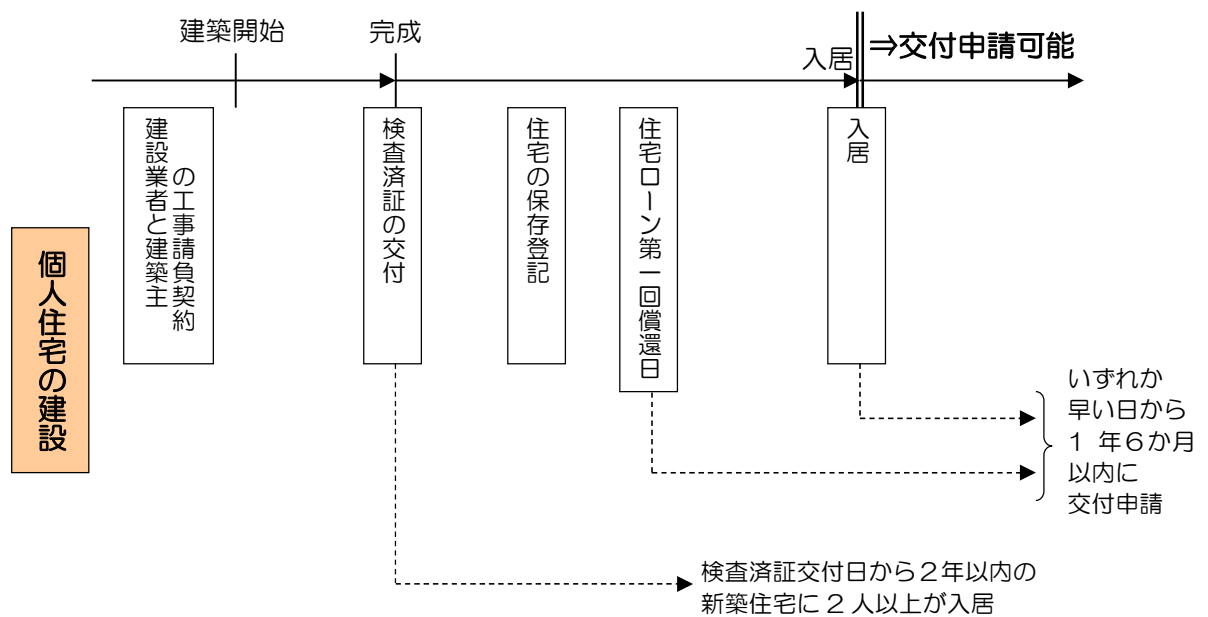
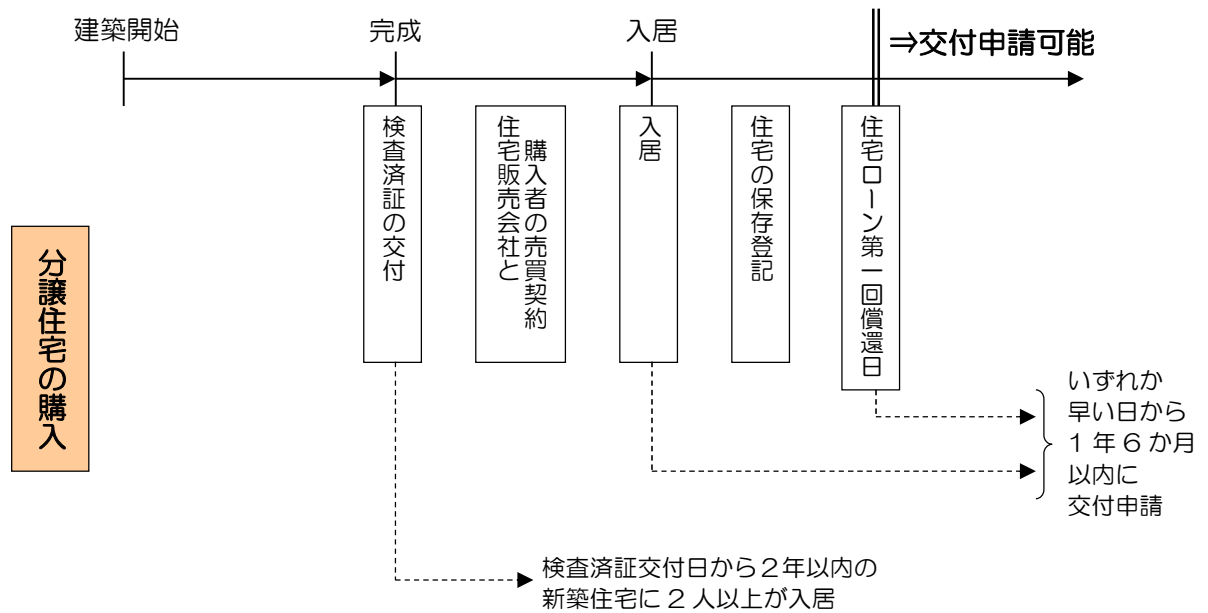


■子育て世帯とは

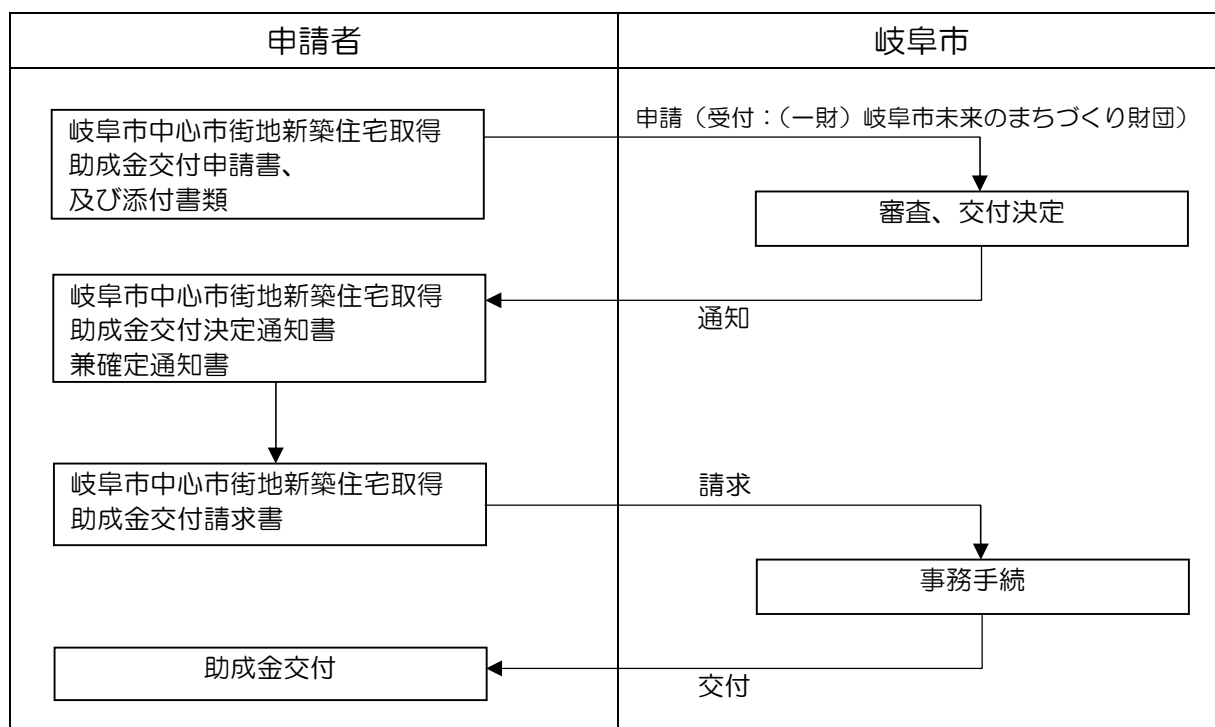
義務教育終了前の子を含む世帯をいいます。住宅取得をした住宅に居住を開始した日において子育て世帯である場合、加算の対象となります。

5 申込み方法及び提出書類

①交付申請が可能なタイミング [一般例]



②申込みから助成金交付までの流れ



③交付申請時の申請書、添付書類

〔申請書〕

岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付申請書（様式第1号）

（入手先 HP から印刷又は窓口） ⇒ 9・10ページの記入例参照



HP はこちら

〔添付書類〕

■すべての申請者に必要なもの

(1)住民票（世帯の全員が記載されたもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

交付申請書に記載した居住者全員の続柄が記載されたもの。

※申請日時点の世帯を把握するため取得から約3か月以内のものをご用意ください。

（入手先：岐阜市役所1階総合相談窓口、各事務所、柳津地域事務所等）

(2)世帯の全員が市税を滞納していないことを証する書類（岐阜市の完納証明書）又は
は税務情報の取扱いに関する同意書（様式第1号の2）

（注）完納証明書は交付手数料が必要となりますが、同意書は無料でご利用いただけます。

○同意書

（入手先：HP から印刷又は窓口） ⇒ 10ページの記入例参照

○岐阜市の完納証明書

交付申請書に記載した居住者それぞれのものがが必要です。他市町村のものは不要です。岐阜市へ転入した直後や未成年で収入がない等の理由により、岐阜市の完納

証明書が発行できない場合があります。その場合も、同意書をご提出ください。

（入手先：岐阜市役所 1 階総合相談窓口、各事務所、柳津地域事務所等）

(3) 住宅取得資金融資に係る契約書（金銭消費貸借契約書）

金融機関と締結した契約書のコピー。

（一人が複数の金融機関から借り入れているとき、また世帯の複数の人がそれぞれ金融機関から借り入れているときは、ご相談ください。）

(4) 建物登記事項証明書

新築住宅の建物登記事項証明書。（所有権移転及び抵当権設定後のもの）

（入手先：岐阜地方法務局〔岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地〕等）

(5) 検査済証

特定行政庁（岐阜市）又は指定確認検査機関が発行した検査済証のコピー。

(6) 建設住宅性能評価書、フラット 35 若しくはフラット 50 適合証明書、又は長期優良住宅認定書

交付申請書の適用基準に記載した住宅要件を証する書類として、以下のいずれか一つ。

性能評価住宅	登録住宅性能評価機関が交付した「 建設住宅性能評価書 」のコピー
フラット 35 等利用住宅	住宅金融支援機構が指定した検査機関が交付した「フラット 35 等適合証明書」のコピー
認定長期優良住宅	特定行政庁（岐阜市）が交付した「長期優良住宅認定書」のコピー

(7) 各階平面図

○一戸建て住宅の場合

各階平面図と面積の表記がある図面（建築確認申請の図面を原則とします）。

※住宅以外の用途（店舗、事務所、駐車場等）がある場合は、併せて求積図を添付してください。

○共同住宅、マンションの場合

住戸の間取りと専有面積の表記がある図面。

(8) 相手方登録申請書

助成金交付は銀行振込で行うため、岐阜市に振込先を登録する書類。

（入手先：HP から印刷又は窓口）

ただし、岐阜市オンライン申請総合窓口サイトから相手方登録申請する場合はこの書類の提出は不要です。

(9) 上記以外で市長が必要と認める書類

交付申請書に記載した内容が、上記(1)～(8)で確認できないときは、必要に応じて他の書類の提出を求めることがあります。

■市外から転入した人のみ必要なもの

市外から転入した人が 1 人以上いるときは、そのうちの 1 人（原則は申請者）について、新築住宅へ居住する前の 1 年間、市外に居住していたことを証明する書類（以下のいずれか 1 つ）を提出してください。

(1) 戸籍の附票

住所の異動が記録されているもの。

（入手先：本籍のある市区町村役場、郵送請求もできます）

※結婚などで、親の戸籍から独立して夫婦の戸籍を作った場合は、結婚後の戸籍の附票には婚姻届を出した時点以降の住所しか記録されていません。結婚前の住所にさかのぼって証明する必要がある場合は、（自分が結婚した時点での）親の戸籍の附票をご用意ください。

(2) 住民票の除票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

前住所地から住民票を異動した日が把握できる書類。この除票に記載された前住所地と異動日、現在の住民票に記載された前住所地を照合し、1 年以上市外に居住していたことを確認します。

（入手先：前住所地の市区町村役場、郵送請求もできます）

※上記の（1）、（2）の書類はいずれか 1 つの提出で構いませんが、必ず 1 年以上市外に在住していたことが書類によって確認できるものとしてください。

※今回の転入で本籍も岐阜市に異動している場合、（2）の住民票の除票の提出となります。（市外に 1 年以上在住していたが、前住所には 1 年未満の居住の場合はご相談ください。）

④岐阜市からの通知について

申請の審査後に、交付決定通知書兼確定通知書、又は、不交付決定通知書を、書面（郵送）又は電子メールで受け取ることができます。電子メール希望の方は、メールアドレスを記入してください。（※電子メールで受け取りの場合は、書面での受け取りはできません。）

交付決定通知書兼確定通知書は再発行できない書類になります。確定申告等を行う予定のある方は必ずダウンロードおよび保管をお願いします。

岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付申請書（様式第1号）記入例

6 記入例

様式第1号（第6条関係）

令和〇年〇月〇〇日

岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 岐阜市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション 〇〇〇号室
氏 名 岐阜 太郎
電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
印鑑は不要です

岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金の交付を受けたいので、岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

【適用基準】

住宅所在地	岐阜市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇マンション 〇〇〇号室
下記の(1)～(3)のいずれか1つについて記入	
(1) 住宅性能評価交付年月日 令和〇年 〇月 〇〇日	
1 劣化等級： 3 級	2 断熱等級： 4 級、一次エネルギー消費量等級： 4 級
(2) フラット35又はフラット50適合証明日 年 月 日	
(3) 長期優良住宅認定日 年 月 日	
戸建形式	一戸建て住宅・長屋住宅・共同住宅
住戸専有面積（共同住宅の場合、占有部分のみ記入）	〇〇.〇〇㎡
3 検査済証交付日	令和〇年 〇月 〇〇日

【資金計画】

総工事費・購入費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
3,500万円 ①	3,000万円	500万円	0万円

（金融機関からの借入額+自己資金+その他借入額）

ペアローンやフラット35（金融ローン）の方は、こちらにもう一方の借入額を記入

【金融機関からの借入】

借入金金融機関名・店舗名	〇〇銀行 〇〇支店			
借入種類	返済期間	借入年利率	第1回返済予定年月日	借入年月日
固定・変動	〇〇年	〇.〇〇%	令和〇年〇月〇〇日	令和〇年〇月〇〇日

第1回返済時に適用される金利を記入

【その他補助金等（補助対象経費がある場合）】

事業名	補助対象経費の種類
〇〇補助金	3,000,000円
〇〇助成金	200,000円
合 計	② 3,000,000円

他に補助金等の交付を受けていない場合は記入不要です。

【その他補助金等（補助対象経費の額がない場合）】

事業名	補助金等の額
〇〇助成金	200,000円
合 計	③ 200,000円

住民票に記載された「転居日」を記入

【居住者】

居住開始日	令和〇年 〇月 〇〇日			
業務教育終了前の子の有無（居住開始日時点）	あり なし			
氏 名	続柄	市外からの転居	前住所地※	居住期間※
岐阜 太郎	申請者	有	愛知県〇〇市〇〇町〇-〇〇〇〇7アパート 〇〇〇号室	令和〇年〇月～令和〇年〇月
岐阜 花子	妻	有		年 月～年 月
岐阜 小太郎	子	有		年 月～年 月
岐阜 はな	母	有	岐阜市〇〇町〇番地	平成〇年〇月～令和〇年〇月
		有・無		年 月～年 月

※ 申請者以外の方は、申請者と前住所地又は居住期間が異なる場合のみ記入してください。

税務情報の取扱いに関する同意書 記入例

様式第1号の2 (第6条関係)

令和〇年 〇月〇〇日

税務情報の取扱いに関する同意書

(あて先) 岐阜市長

岐阜市中心市街地新築住宅取得引成金交付要綱第3条第4号の要件の確認のため、市が保有する市税の世帯の納付状況を市が確認することに同意します。

住 所	岐阜市〇〇町〇丁目〇番地	〇〇マンション	〇〇〇号室
氏名 (申請者)	岐阜 太郎	氏名	岐阜 花子
(平成〇〇年 〇月 〇〇日生)	(平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生)	(平成〇〇年 〇〇月 〇日生)	
氏名	岐阜 はな	氏名	各々が自署してください。
(昭和〇〇年 〇月 〇〇日生)			
氏名		氏名	
(年 月 日生)	(年 月 日生)		

※本人以外が署名する場合は、以下にご記入ください。

氏名	岐阜 小太郎	代理人氏名	岐阜 太郎
(令和〇年 〇月 〇〇日生)		本人との関係	父
氏名		代理人	自身が親族なお子様などは、代理人が記入してください。
(年 月 日生)		本人	
氏名		代理人氏名	
(年 月 日生)		本人との関係	

備考 各世帯員はそれぞれ自署にてご記入してください。なお、代理人による記入は、未成年等やむを得ない理由で自署することが困難な場合としてください。

【交付申請欄】

算定方法	額	交付申請額
((金融機関からの入金額①) - (補助対象経費の合計額②) + 補助金等の額の合計額③) の1/10	268 万円※	いづれか少ない額
子育て世帯 子3人以上	90万円	
子育て世帯 子2人	80万円	
子育て世帯 子1人	70万円	70万円
子育て世帯でない	50万円	
子育て世帯 子3人以上	60万円	
子育て世帯 子2人	50万円	
子育て世帯 子1人	40万円	
子育て世帯でない	20万円	

※ 10,000円未満は、切り捨てる。

※ 申請して、チェック印を入れる。
チェックがない場合は、助成金を交付できません。

【確認事項】

□ 世帯の全員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員との関係を有する者ではありません。

□ 世帯のいづれかの者が岐阜市移住支援金の交付を受けていません。

【通知書の受け取りについて、電子メールでの受領を希望される場合は、交付決定等の通知について、電子メールでの受領を希望される場合は、チェック印を入れ、メールアドレスを記載してください。

□ 秋は、岐阜市中心市街地新築住宅取得引成金の交付決定通知を下記のメールアドレス宛に受け取ることを希望します。 ※ 書面での受取は、必要ありません。

受取を希望するメールアドレス 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇.〇〇

添付書類一覧

<共通>

- 住民票 (世帯の全員が記載されたもの) の写し
- 世帯の全員が市税を滞納していないことを証する書類又は税務情報の取扱いに関する同意書 (様式第1号の2)
- 住宅取得資金融資に係る契約書の写し
- 建物登記事項証明書
- 検査済証の写し
- 建設住宅性能評価書、フラット35若しくはフラット50適合証明書又は長期優良住宅認定書の写し
- 各階平面図。ただし、生窓以外の用途 (店舗、事務所、駐車場等) がある場合は、併せて求積図を添付すること。
- 岐阜市会計規則第84条第2項の規定による相手方登録 (新規・変更・廃止) 申請書 (相手方登録をしていない場合に限る。)
- 前各に添付するものは、市長が必要と認める書類

<市外から転入した者>

- 市外から転入した者の戸籍の附票又は住民票の除票

7 申込み・問い合わせ先

《問い合わせ及び申請の受付》

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団

〒500-8876

岐阜市日ノ出町1-20

ロイヤル劇場ビル2階 やながせRテラス
(午前 10 時～午後 5 時 木曜日・年末年始休み)

電話番号：058-201-4010



《岐阜市担当課》

岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 (17階)

電話番号：058-214-4494

FAX : 058-262-5683

令和8年7月